

消費者団体・消費者グループの皆様へ

～消費者セミナーのご案内～

公正取引委員会中国支所では、消費者と独占禁止法・景品表示法の関わりをご紹介するため、会合に講師を派遣しています。日常生活の背景にある社会・経済の仕組みを理解するのに役立つと思います。お気軽にお問い合わせください！



公正取引委員会
って、暮らしに役
立っているの？



競争って、なぜ
必要なの？

内 容

- ・私たちが安くて良い商品を買えるワケ（ご希望によりシミュレーションゲームも）
- ・独占禁止法や景品表示法の歴史（エジソンも独禁法で訴訟?!）
- ・海外の状況（多くの国で独占禁止法が運用されています。）
- ・不当表示の事例紹介（違反事例を学んで賢い消費者に!）
- ・クイズ（“新製品”と表示できるのは発売後いつまで？） など

おまけを規
制しているの
はなぜ？



開催要領

- ・幹部会合（役員会など）だけでなく、例えば地域の小規模グループの会合也大歓迎です！
- ・依頼者様をご用意された会場に伺います（当方の会議室も可）
- ・何かの会合の一コマとしてのご利用也大歓迎！
- ・開催日：原則平日 / 時間：30分～90分（応相談）
- ・講師謝金や交通費等は一切不要です。
- ・申込み方法：電話又は裏面の申込書

【お問い合わせ先】

公正取引委員会中国支所 取引課（担当者 村重、渡邊）

TEL：082-228-1501（代）

住所：〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館

公正取引委員会中国支所 取引課宛て

ファックス番号 082-223-3123

消費者セミナーの申込書

貴団体・貴グループ の名称	
貴団体・貴グループ の所在地	
連絡窓口の方 のお名前、電話番号	
会合の住所	
希望日時	平成 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
参加予定人数	_____ 名

注1) お申込みのみで確定ではありません。

注2) お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。